

新たな岩内町総合計画

2009▶2018

ダイジェスト版



北海道 岩内町

はじめに

新たな岩内町総合計画策定にあたって



総合計画は、将来に向けたまちづくりを実現するための重要な指針です。

これまでも、町では「経済的な豊かさと心の充実が得られるまち」の実現を目指し、様々な施策を展開してきましたが、急激な人口減少と少子高齢化の進行は地域から活力を奪い、さらに、世界規模の経済危機は、地方にも深刻な影響を及ぼしています。

このような大転換期の中、今後のまちづくりにおいては、従来の行政主体から、住民と行政が情報や目的を共有し、互いの理解と信頼のもとで役割を分担しながらまちづくりを進める「協働のまちづくり」の推進が不可欠であります。

このため、計画策定の段階から、計画策定委員の公募、住民意識調査、町民懇話会、パブリックコメントなどを実施し、できる限り町民のご意見やご要望を取り入れながら、本総合計画を策定いたしました。

今後は、計画を実現するため、職員ともども全力で取り組んでまいりますので、町民の皆さま、関係機関、関係団体のご支援、ご協力をお願いいたします。

平成21年10月

岩内町長 上岡雄司



新たな岩内町総合計画 「ダイジェスト版」の構成

総論

1. 総合計画とは
2. 計画の役割と性格
3. 計画の構成
4. 計画の期間

基本構想

1. 計画人口
2. まちづくりの方向性
 - 1) 新たなまちづくりのあり方と方向性
 - 2) 協働のまちづくり
3. 分野別の施策
 - 1) 土地利用の方針
 - 2) 都市基盤・生活環境の整備
 - 3) 産業基盤の強化
 - 4) 健康・福祉の向上
 - 5) 教育・文化の振興
 - 6) 行財政運営の方向性

基本計画

1. 都市基盤の整備

- 1) 土地利用
- 2) 交通体系の整備
- 3) 道路の整備
- 4) 港湾の整備
- 5) 治山対策
- 6) 治水対策
- 7) 海岸保全対策

2. 生活環境の整備

- 1) 公園・緑地の整備
- 2) 上水道の整備
- 3) 下水道の整備
- 4) 町営住宅の整備
- 5) 耐震化の促進
- 6) 除雪対策
- 7) ごみ処理対策
- 8) 環境衛生・環境保全対策
- 9) 墓地管理の適正化
- 10) 消防・救急体制の充実
- 11) 防災体制の充実
- 12) 交通安全の推進

3. 産業基盤の強化

- 1) 漁業の振興
- 2) 農業の振興
- 3) 商業の振興
- 4) 工業の振興

- 5) 企業立地の推進
- 6) 観光の振興
- 7) 深層水多目的利用の推進

4. 健康・福祉の向上

- 1) 保健の充実
- 2) 地域医療の確保・充実
- 3) 国民健康保険事業の運営
- 4) 地域福祉の向上
- 5) 高齢者福祉の充実
- 6) 児童福祉の充実
- 7) ひとり親（母子・父子）家庭福祉の充実
- 8) 障がい者福祉の充実
- 9) 低所得者福祉の充実

5. 教育・文化の振興

- 1) 学校教育の充実
- 2) 社会教育の充実
- 3) 文化・スポーツ活動の充実

6. 協働のまちづくり

協働活動の確立と推進

7. 行財政運営

- 1) 行政改革の推進
- 2) 行政体制の充実・強化
- 3) 財政健全化の推進
- 4) 姉妹都市・国際交流の推進

総論

1. 総合計画とは

岩内町の将来に向けたまちづくりを実現するための総合的な指針として、町の望ましい姿を住民とともに創造する、住民と行政の共通の目標を示す計画であり、各分野で策定する個別計画の最上位に位置付けられるものです。

2. 計画の役割と性格

総合計画は、将来に向けたまちづくりの指針を町内外に示し、町の方向性を明らかにする役割を担っています。

この計画は、住民と行政とのつながり・信頼を大切にした協働のまちづくりを志向したものとなっています。

このため、計画の策定段階から、総合計画策定委員の公募制の採用、住民意識調査やまちづくり町民懇話会による住民意識の集約、計画の途中段階の公表と意見募集、いわゆるパブリックコメントを実施するなど、協働の基礎となる住民との情報、目的の共有化を図るため、住民と行政の双方向の対話を重視した手法により計画はつくられています。

この計画の協働については、「住民と行政が情報を共有し、お互いの信頼と理解のもとで目的を共有し、役割を分担して、ともに協力してまちづくりを進めること」と定義し、これからのまちづくりの基本として打ち出し、協働に基づく施策の進展を図る計画となっています。

3. 計画の構成

本計画は、「**基本構想**」「**基本計画**」で構成し、各分野で策定している個別計画等を総合計画の「**実施計画**」として位置付けします。

基本構想

将来目指すべき基本方向、「町の将来像」を定め、まちづくりの方向と目標を達成するための基本的な考え方を示すものです。

基本計画

基本構想に定めた目標を達成するため、施策の方向について分野別の体系を示すものです。

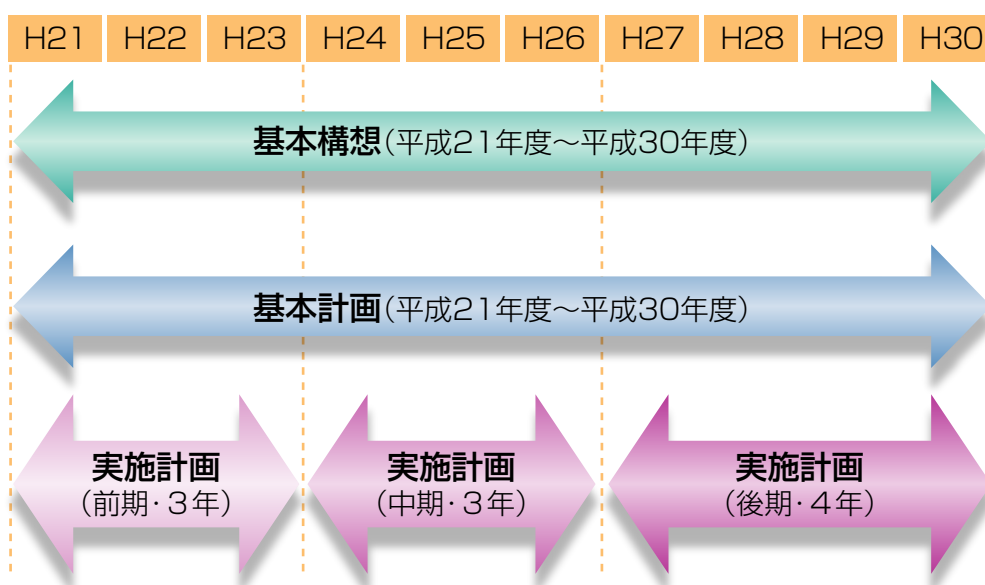
実施計画

各分野で策定している個別計画や過疎計画登載事業等で構成されるものです。

4. 計画の期間

計画は、平成21年度から平成30年度までの10年間とします。

ただし、実施計画は前期3年・中期3年・後期4年の3期の計画とし、それぞれの期間毎に、社会・経済情勢に柔軟に対応できるように見直しを行い、実行性を高めるものとします。



基本構想

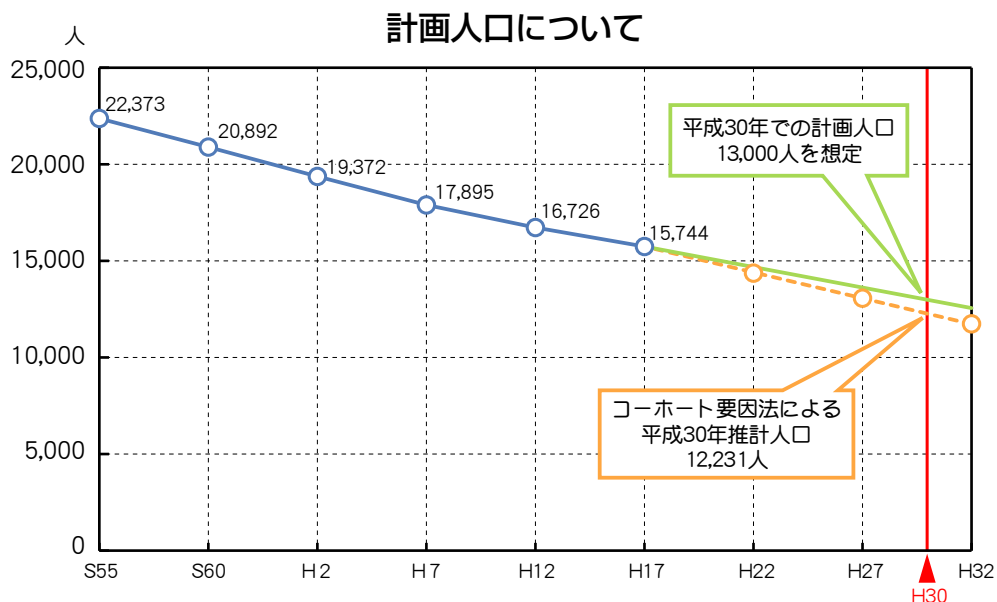
1. 計画人口

本町の人口については、平成7年、平成12年、平成17年の国勢調査結果をもとに推計すると、このままの傾向が続いた場合、計画最終年にあたる平成30年には12,231人となります。

計画人口については、これまで、出生率、死亡率などの自然増減と国勢調査などの社会増減に、企業誘致や新たな産業の創出といった政策達成による人口増を加える手法を採ってきました。

しかし、少子高齢化等に伴う人口の減少が避けられない現状においては、将来の人口予測について予断なく受け入れることが、実行性のある計画作成においては必要です。

そこで、新たな総合計画では、人口減少の傾向を認識しつつも、今後の施策により減少速度を緩めるとして、最終年度の計画人口を**13,000人**と想定します。



2.まちづくりの方向性

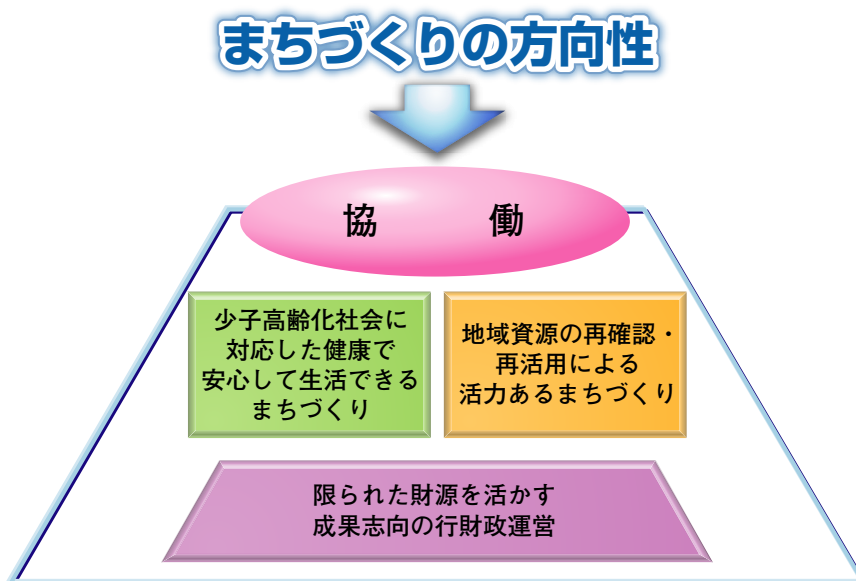
1) 新たなまちづくりのあり方と方向性

まちづくりの理念「経済的な豊かさと心の充実が得られるまち」を目指し、「協働によるまちづくり」を展開する中で、

- 少子高齢化社会に対応した健康で安心して生活ができるまちづくり
- 地域資源の再確認・再活用による活力あるまちづくり

を進めます。

また、これを進めるにあたっては、限られた財源を活かす成果志向の行財政運営を図ります。

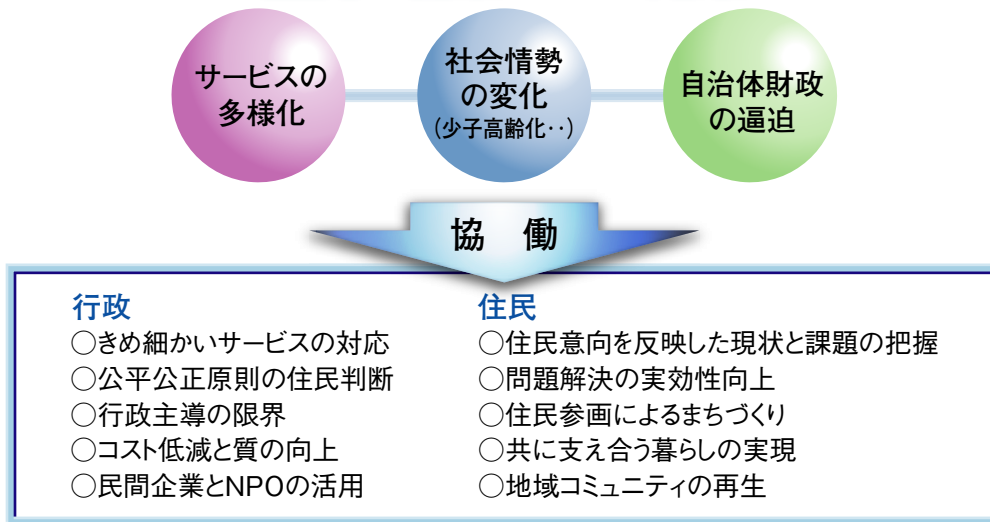


2) 協働のまちづくり

この計画での協働については、「住民と行政が情報を共有し、お互いの信頼と理解のもとで目的を共有し、役割を分担し、共に協力してまちづくりを進めること」と定義します。

- 住民への情報公開や広報・広聴活動の充実、各種計画の立案段階からの住民参加などを通じて、効果的に行政と住民の信頼関係を醸成できるような体制の整備を検討します。
- 行政の協働へ向けた体制を整えるとともに、職員自らボランティア活動の実践による地域活動への参加、自主的な住民活動の場である町内会の活性化や連携を通じて、地域コミュニティの構築を図ります。

協働の背景とその効果



3. 分野別の施策

1) 土地利用の方針

本町の将来の土地利用のあり方においては、都市計画マスタープランとの整合性を図りながら、様々な地域資源を活用した都市づくり、高齢者に配慮した生活環境の整備、さらには、温暖化対策が世界規模で求められていることから、環境にやさしい都市づくりなどを主なテーマとしながら施策を進めます。

また、地域のコミュニティや生産・生活活動に合わせたバランスの良い生活環境の整備を進め、良好な都市形成に努めます。

①農業地域

農用地の保全と有効利用を図るとともに、生産性の高い作物の栽培などによる農地利用を図ります。

②中心市街地

魅力ある商店街の再生を目指すとともに、民間活力等を活用した「街なか居住」の促進について検討します。

③岩内港周辺地域

漁業基地や物流機能、さらには岩内港工業団地を中心とする工業機能を有しており、漁業関連施設と一体となった有効利用について検討します。

④郊外地域

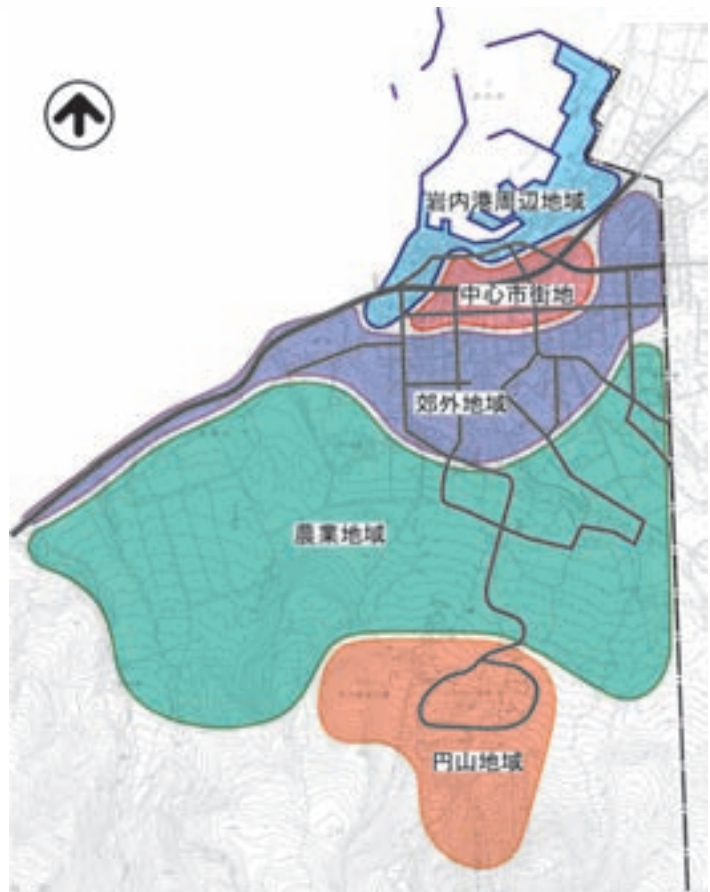
住環境の保全を図るとともに、未利用地や公営住宅跡地等を活用したバランスある住宅地等の形成促進に努めます。

福祉施設が立地している円山地域に近接する地区は、福祉拠点地区と位置付け、周辺環境の保全に努めます。

⑤円山地域

自然環境の維持・保全を図りながら、野外レクリエーション活動の場として、環境と自然との調和に努めます。

土地利用概念図



栄団地完成イメージ図



2) 都市基盤・生活環境の整備

これからの都市基盤、生活環境整備は、住民生活の多様化・高齢化の背景を十分に認識し、「うるおい」「ゆとり」「バリアフリー」「環境」をキーワードとした、協働の理念を活かした豊かで住みよいまちづくりを目指す必要があります。

協働を活かした豊かで住み良いまちづくり

都市基盤

- ①交通体系の整備
- ②生活関連道路の整備
- ③港湾の整備

生活環境

- ①公園・緑地の整備
- ②上下水道の整備・推進
- ③町営住宅の整備と管理
- ④ごみ処理の確立
- ⑤防災体制の充実
- ⑥墓地管理の適正化

3) 産業基盤の強化

産業振興については、これまで整備を進め培ってきた産業基盤・施設を含め、地域資源の再確認・再活用を主眼にし、協働のまちづくりという観点からとらえ直し、人口減少、高齢化という社会状況を考慮した上で、産業間連携を図りながら地場産業で生活できる地域の創出を目指します。



産業間連携を図り、地場産業で生活できる地域の創出

水産・農林業
資源を活かした漁業・
農業の安定生産

工業・企業立地・商業
①地域資源を活かした水産
加工、工業、企業立地
②にぎわいと連動した魅力
ある街なか形成

観光
自然・歴史・文化・食
岩内らしさを活かした観光

4) 健康・福祉の向上

地域における多様なニーズに的確に対応するため、住民自らが自立する「自助」、自助を地域で支える「共助」、そして自助を保証し共助を活かす「公助」それぞれが役割を分担し、相互連携・融合することが大切です。

このことにより、地域コミュニティ、住民などの多様な民間との協働による新しい支え合いを創り上げ、地域と共に住民が安心して暮らせるまちづくりを目指します。

地域と共に住民が健康で、安全・安心に暮らせるまちづくり

保健の充実
自ら行う健康づくりとそ
の環境整備の推進

医療の充実
地域医療の確保充実

福祉の向上
①地域福祉
②高齢者福祉
③児童福祉・ひとり親家
庭福祉
④障がい者福祉
⑤低所得者福祉



5) 教育・文化の振興

少子高齢化という現在の社会情勢を考えた場合、未来を担う子どもたちが心身ともにたくましく成長でき、成人者や高齢者の方々が生きがいをもてる環境を整えることが求められています。

このためには、学校や行政においてより一層の努力・工夫が行われることが必要ですが、これらの枠を飛び越えた地域、家庭など社会全体の協力、すなわち学校、行政、地域がそれぞれの立場で主体的に教育・文化の振興に貢献できる、協働の仕組みが必要となっています。



心豊かで活力ある未来を創造できる地域づくり

学校教育の充実

社会教育・文化・
スポーツの充実

6) 行財政運営の方向性

行財政運営では、住民の公平な受益と適正な負担を基本として、自主財源の安定的確保を図り、合理化による経費削減に努めるとともに、総合的な視点から費用対効果を的確にとらえ、厳正な事業選択による重点的・効果的な財政運営に取り組む必要があります。

限られた財源を活かす成果志向の行財政運営と行政基盤の強化

行財政運営

情報の共有化による住民の視点に立った効率的で信頼性のある行政運営

自主財源の安定確保、重点的効果的な財政運営

合併と広域行政

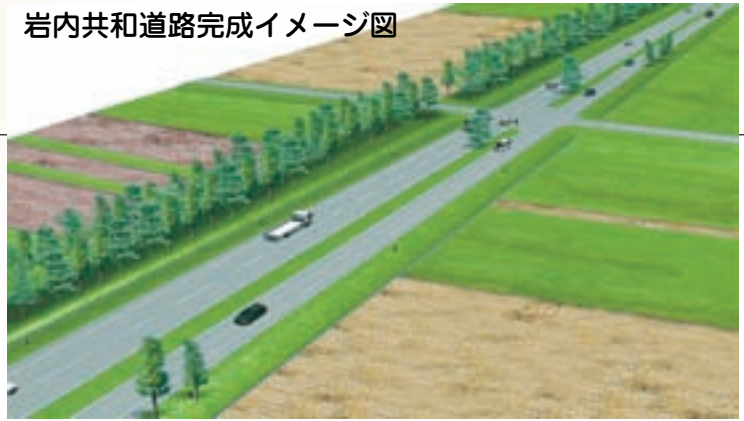
多様化する行政サービスを提供するための行政基盤の強化・充実が必要

○合併は有効な選択肢として協議を進める

○広域行政については現状の事業を継続し、さらに必要なものについても、調査検討し、近隣自治体との連携に努める

基本計画

岩内共和道路完成イメージ図



1. 都市基盤の整備

1) 土地利用

- 良好な自然環境の保全を図るとともに、これらを活用した自然とふれあう場の形成に努めます。
- 市街地周辺の優良な農地や森林の保全を図り、市街地の無秩序な拡大を抑制し、コンパクトなまちづくりを目指します。
- 市街地内の未利用地、町営住宅跡地、港湾地区の積極的な活用を図るとともに、河畔や海辺、歴史・文化遺産など特色ある都市空間の保全に努めます。
- 現状の土地利用をベースに、既存の生産・生活活動に合わせたバランスのある住宅地、商業地及び工業地の形成に努めます。

2) 交通体系の整備

- 高規格幹線道路をはじめ、高速道路網の形成に係わる必要な道路整備が進められるよう、引き続き、国等に対して要望活動を行います。
- 国の全国一律の補助制度だけでは、公共交通の維持が困難になる可能性があるため、地域の現状に合った施策の実現を、関係町村と連携し国等に対して要望します。
- 高齢化社会に対応した今後の町内交通体系のあり方について検討を進めます。

3) 道路の整備

- 市街地内の交通状況に合わせた主要幹線道路の整備を促進するとともに、通学路などの歩行者ネットワーク形成やバリアフリー対策など、安全・安心な道路空間づくりの充実を図ります。
- 舗装率が全体として29.8%と低い整備水準であり、特に国道229号以南の町道では、歩道部分が未舗装で、車道のみが防じん舗装という区間が多く残されていることを考え、修繕及び舗装方法について必要性・緊急性を総合的に判断して計画的な整備に努めます。
- 事業費の負担の大きい橋りょうの整備については、都市計画街路事業及び道路改良事業などの国費の導入が可能な事業を活用して、道路整備と併せて橋りょうの架替工事を進めます。
- 橋りょうの長寿命化修繕計画を策定し、国の支援を受けながら橋りょうの長寿命化を図ります。

4) 港湾の整備

- 港湾機能確保のため、越波対策・老朽化対策を推進します。
- 海上輸送の拡大と新たな企業立地を図りながら、港湾の活用を推進します。

5) 治山対策

- 地滑りや落石などの災害を未然に防止するため、災害発生の危険性が高い箇所の治山事業を実施し、危険崖地の解消に努めます。

6) 治水対策

- 降雨時の災害防止対策としての河川整備については、砂防事業・治山事業により対応し、自然環境や周辺環境の保全を行います。

7) 海岸保全対策

- 海岸保全施設の整備を図るとともに、藻場造成を含めた自然環境の回復による水産資源の育成を進めます。

2. 生活環境の整備

1) 公園・緑地の整備

- 街区公園は位置付けを明確にし再整備、再活用を図ります。市街地内の新たなオープンスペースに子供や高齢者が安心して利用できる身近な公園の配置、整備を進めます。
- 公園、緑地については、快適な公園空間となるように、住民ニーズに応じた計画的な維持補修などの整備を図ります。



2) 上水道の整備

- 安全で安心な水の安定供給と普及率の向上に努めます。

3) 下水道の整備

- 快適な生活環境と豊かな自然、公共用水域の水質保全と下水道事業会計の健全化のため、普及率の向上を勘案し下水道の整備を進めます。
- 岩内・共和下水道管理センターの効率的な運営のための整備を進めます。

4) 町営住宅の整備

- 老朽化住宅については、将来の世帯数等を考慮した上で、町営住宅の将来需要に向けた、建替事業及び住替事業並びに計画的な公募を促進し、管理戸数の適正化を目指すとともに、跡地利用による人口定住化対策の推進に努めます。
- 周辺地域を含めた中でのコミュニティ形成を促進し、入居者の高齢化等に対応できる住環境の整備を図ります。

5) 耐震化の促進

- 民間建築物の耐震化促進については、「耐震化に係わる相談体制の整備、啓発、情報発信」「耐震診断・耐震改修を促進するための支援」「耐震化を担う人材育成、技術力向上」の3つの観点から総合的に取り組めます。

- 公共施設の耐震化については、住民の安全・安心を確保するため、積極的に取り組みます。また、特定公共建築物及び災害時の指定避難施設として利用できる公共施設の状況について、速やかに公表を行い平成27年までに耐震化率100%を目指します。

6) 除雪対策

- 冬期間の交通安全と生活道路の確保に努め、快適で安全な道路環境の維持を図り、スタッドレスタイヤによる走行に適した路面の管理を行います。また、除雪の支障となる夜間の路上駐車については、禁止徹底の周知を図ります。
- 行政と除雪ボランティアが連携し、高齢者・障がい者の除雪作業の軽減を図ります。

7) ごみ処理対策

- 生産、流通、消費、廃棄のすべての段階で、ごみが発生、排出される構造から脱却し、住民、事業者、行政がそれぞれの立場でごみの減量化と資源化を推進します。ごみ処理の適正化かつ効率化を図るため、より一層の広域処理の推進について検討します。
- 岩内地方衛生組合を中心に、関係町村と連携しながら、新たな一般廃棄物最終処分場建設計画を進めます。

8) 環境衛生・環境保全対策

- 快適で清潔なまちづくりを実現するためには、町内会、自治会、各種ボランティア団体との連携が極めて重要であることから、こうした団体が活動しやすい環境づくりを進めます。
- 住民一人一人の生活様式について、環境への負荷が少ないものとなるよう、理解を求め取り組むを行います。
- 地球に優しいエネルギー利用の確立に向け、地域特性に合った新エネルギーの利用について検討を進めます。

9) 墓地管理の適性化

- 岩内町墓園については墓園としての環境保全や整備を図りながら、3か所の墓地、墓園の実情に即した管理方法を調査検討し、使用者の利便性を考慮した条例整備を目指します。

10) 消防・救急体制の充実

- 社会環境の変化に対応した消防施設の整備、職員・団員の確保、教育訓練の充実など、住民の生命・身体・財産の最優先の保護という使命を達成するため、消防体制の強化を図ります。

11) 防災体制の充実

- 災害に即応できる人的・物的防災体制の確立を図るとともに、防災従事者の業務の習熟に努めます。
- 住民への防災知識の普及や防災意識の高揚を図り、積極的に広報活動を展開するとともに、災害の発生に備え、災害時要援護者の避難支援体制の確立に努めます。

- 泊発電所の安全確保と監視体制の強化・充実については、事業者及び関係機関に更なる対応を求めます。

12) 交通安全の推進

- 高齢者や障がい者等の社会参加にも対応した交通安全施設の整備を促進し、安全で安心な交通環境づくりを進めます。
- 歩行者や運転者の交通安全意識の向上を図るため、交通安全運動の充実や児童・高齢者等を中心とした交通安全教育と啓発の徹底を図ります。

3. 産業基盤の強化

1) 漁業の振興

- 水産資源の増大を図るため、栽培漁業を積極的に推進し、種苗の生産や放流、さらに藻場の造成などに取り組みます。
- 効率的かつ安定的な漁家経営を図るため、経営基盤の改善及び出荷体制の充実、さらに水産物の付加価値向上のため、漁業と水産加工業との連携を促進します。
- 深層水の特性を活かした水産物の蓄養、養殖、鮮度保持に関する技術的支援や事業化に向けたソフト面の支援により、漁業における深層水利用を促進します。



2) 農業の振興

- 農業経営の安定化を進めるとともに、農業者、関係団体と連携を図りながら、特色ある農産物の生産と新たな消費流通ルートの開拓を行います。

3) 商業の振興

- 商店、商店街及び関係団体との連携により、魅力やにぎわい溢れる商店街の形成を図ります。
- 中小企業者の経営安定化に向けた支援策を推進します。

4) 工業の振興

- 地場産業サポートセンターの機能を活用して、地場資源である近海産原料、農産物、深層水などを活かした独自性のある技術の開発を図り、消費者ニーズに対応した新製品の開発を支援します。
- 地域の伝統、特性を活かした安全で信頼できる食品を提供するため、関連する道立研究機関との連携を図りながら、品質の向上、管理の高度化の取り組みを推進します。
- 企業の経営安定化に向けた支援制度の活用によるフォローアップを図ります。

5) 企業立地の推進

- 助成制度の見直し及び地域内企業の育成を図りながら、工業団地の積極的な分譲を進めます。

- 深層水を中心とする地域資源の積極的活用により企業立地を推進します。
- 企業立地活動のための、人材ネットワークの形成や関係団体との連携を図ります。
- 企業立地促進法に基づく企業立地基本計画の策定を進めます。



6) 観光の振興

- 歴史、文化、自然、食などの恵まれた地域の資源を活かした観光産業の振興を図ります。
- 地場産業（漁業、農業、水産加工業、商業等）と観光との産業間連携を推進します。
- 受け入れ体制の充実と地域とのふれあいを大切にされた施策を推進します。

7) 深層水多目的利用の推進

- 水産加工や食品加工への深層水利用に関する技術支援を進めるとともに、農業、食品製造分野への働きかけを通じ、企業立地を視野に入れた多目的な深層水利用の促進を図ります。

4. 健康・福祉の向上

1) 保健の充実

- 住民が健康で生き生きとした生活を送ることができるよう、生涯を通じた健康づくりを支援する体制の整備に努めます。



2) 地域医療の確保・充実

- 住民が安全・安心な生活を送る基礎をつくるため、救急や夜間などを含めた医療体制の確保・充実に向け支援します。

3) 国民健康保険事業の運営

- 国民健康保険制度の趣旨普及や自主財源の確保、医療費適正化対策、さらには保健事業の充実強化を積極的に推進し、健全な国民健康保険事業の運営を図ります。

4) 地域福祉の向上

- 地域に住むだれもが、健康で安全・安心な生活を送り、生きがいをもって生活できる環境整備を図ります。

5) 高齢者福祉の充実

- 高齢者が住み慣れた地域で、健康で安全・安心な生活を送れるよう、健康づくりの推進、生きがい対策の充実、また、介護保険のサービス量の確保と質の向上に努めます。



6) 児童福祉の充実

- 子どものいる家庭が抱える問題や必要としているサービスを的確にとらえ、保健、医療、教育など関係機関との連携による情報の一元化、さらには子育て支援等に対する地域住民の理解と協力のもと、児童福祉の充実を推進します。

7) ひとり親（母子・父子）家庭福祉の充実

- ひとり親（母子・父子）家庭に対する支援制度の周知、生活実態に応じた助言、指導などによる自立の促進に努めます。

8) 障がい者福祉の充実

- 希望するすべての障がい者が地域で暮らせる社会づくりを目指し、自立した生活ができるよう支援制度の周知徹底、相談体制の充実と必要に応じたサービスの拡充に努めます。

9) 低所得者福祉の充実

- 関係機関との連携を図りながら、相談、指導体制の充実強化を図り、生活の安定と自立の促進に努めます。

5. 教育・文化の振興

1) 学校教育の充実

- 「生きる力」を育てることを基本的な目標として、基礎・基本を着実に身に付けさせるとともに、各学校の創意工夫を活かして、地域に根ざし、子どもにとって魅力ある教育活動を推進します。



2) 社会教育の充実

- 自主的な活動の推進及び地域に根ざした心豊かなまちづくりの形成に努める、社会教育の推進を図ります。

3) 文化・スポーツ活動の充実

- 地域に根ざし、生き生きとした文化活動を目指す豊かな心を育む芸術・文化活動の推進を図ります。
- 自然と地域を活かし、健康で活気ある生涯を築くスポーツ活動の推進を図ります。

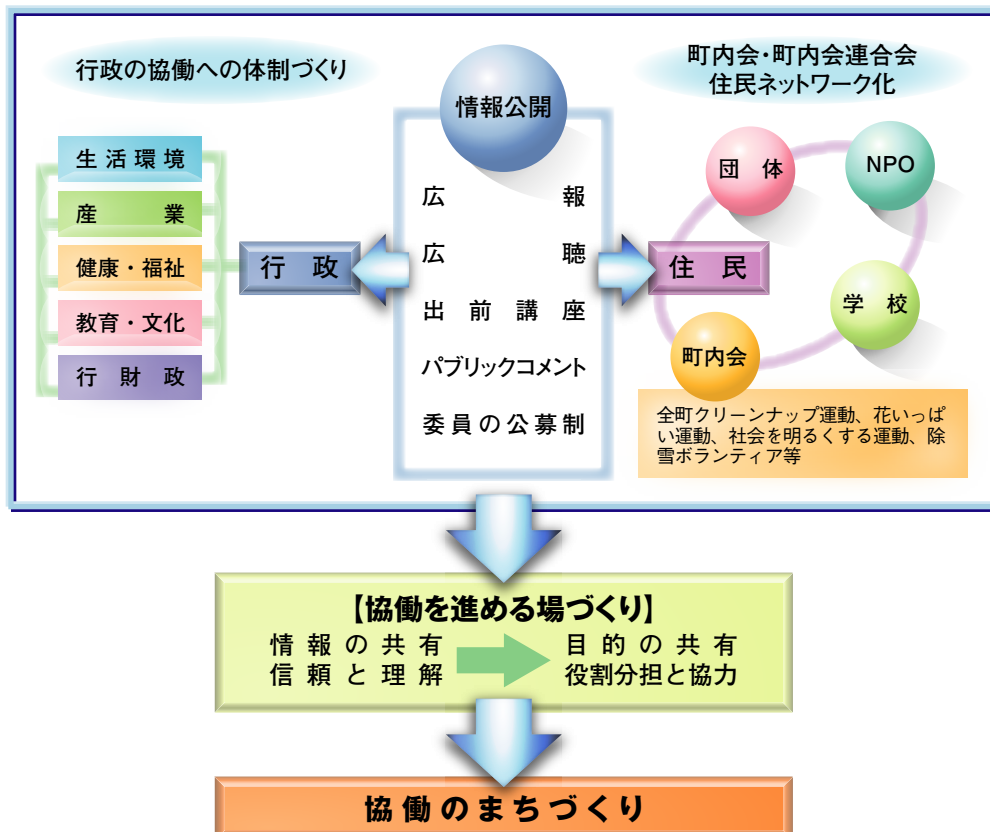
6. 協働のまちづくり

協働活動の確立と推進

- 協働のまちづくりを確立するため、協働のパートナーとして住民活動の組織化、活性化を支援します。
- 個人情報などの保護に十分留意しながら、情報公開の推進、情報提供の徹底を積極的に進めます。
- 住民と行政が情報と目的を共有できる施策の充実を図ります。
- 協働に向けた行政の体制強化を進めます。



協働のまちづくりイメージ



7. 行財政運営

1) 行政改革の推進

- 収支の均衡を保った健全な財政運営の実現を図ります。
- 事務事業をはじめ行政全般の改革に取り組み、効率的な行政運営を図ります。

2) 行政体制の充実・強化

- 行政サービスの向上や効率化を図るための広域的な業務を進めるとともに、適切な事務事業の可能性を調査研究し、近隣自治体との連携に努めます。
- 町村合併を行政体制の充実・強化のための手法としてとらえ、国が進める基礎自治体のあり方についての議論も注視しながら、合併について粘り強い取り組みを進めます。

3) 財政健全化の推進

- 財政健全化を最優先の課題として行財政改革を行い、当面の財政危機は回避できたところですが、財政健全化の実現については、長期的、継続的な財政基盤強化の取り組みが重要であり、今後も最大限の努力を重ねていく必要があります。
- 平成19年度決算から新たな財政指標が導入され、平成23年度には新たな財務書類の公表も予定されており、今後は財政の透明性確保を図る必要があることから、制度の趣旨に沿い、財政全体の計画的運営を行います。

4) 姉妹都市・国際交流の推進

- 姉妹都市及び北陸地方との交流を継続させることによって、交流の直接的な目的である親睦や相互理解を重要な柱として確立し、経済面の効果だけではなく、教育文化面での交流を含めた幅の広い交流活動を進めます。
- 地域ベースでの国際交流という点を認識して交流の継続を行い、信頼関係の構築を図ります。



北海道岩内町

発行日：平成21年10月

発行：北海道岩内町

企画編集：岩内町企画経済部企画産業課

北海道岩内郡岩内町字清住258番地
TEL 0135-62-1011 FAX 0135-61-2006

印刷：株式会社奈良印刷